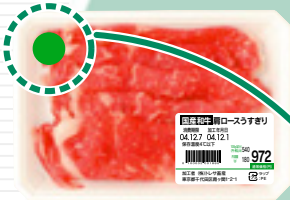


小売店での表示例

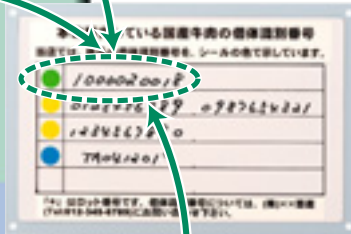
パック販売
の場合



対面販売
の場合

*個体識別番号又はロット番号は、ラベルやプライスカードに直接表示する場合やボードに表示する場合があります。

表示ボード



◇焼肉専門店などでの表示について

小売店だけでなく、提供する料理が主として「焼肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」、「ステーキ」の料理店(注)でも、その料理の材料である牛肉が主として、個体識別番号又はロット番号が表示されている牛肉の場合には、その個体識別番号又はロット番号が表示されます。

(注)いわゆる専門店が対象であり、いろいろなメニューを提供するレストランなどは対象ではありません。

- 農林水産省消費・安全局衛生管理課
03-3502-8111(内線3212~3)
- 農政局消費・安全部安全管理課
- 東北農政局消費・安全部安全管理課
022-263-1111(内線4323)
- 関東農政局消費・安全部安全管理課
048-600-0600(内線3224)
- 北陸農政局消費・安全部安全管理課
076-263-2161(内線3725)
- 東海農政局消費・安全部安全管理課
052-201-7271(内線2822)
- 近畿農政局消費・安全部安全管理課
075-451-9161(内線2224)
- 中国四国農政局消費・安全部安全管理課
086-224-4511(内線2357)
- 九州農政局消費・安全部安全管理課
096-353-3561(内線4535)
- 北海道農政事務所消費・安全部安全管理課
011-642-5463(内線461)
- 沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課
098-866-0156(内線332)

〈お問い合わせ先〉

*詳細については、
農林水産省のホームページの「トレーサビリティ関係」
(<http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>)をご覧ください。

牛肉のトレーサビリティ

牛肉に表示された番号から、生産履歴がわかります。



「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により、国内で飼養され、平成16年12月1日以降に食肉処理された牛の精肉などには、**牛の個体識別番号(又はロット番号)が表示されます。**

(独)家畜改良センターのホームページにアクセスし、個体識別番号を入力することで、その牛の品種や、いつ・どこで生まれ、育てられ、とさつされたかななどの情報を見ることができます。

◎牛肉のトレーサビリティとは



耳標装着

国内で生まれたすべての牛と生体で輸入された牛に、10桁の個体識別番号が印字された耳標が装着されます。



届出と牛のデータベース化

酪農家や肉用牛農家などの届出に基づき、個体識別番号によって、その牛の性別や黒毛和種などの種別に加え、出生からとさつ(と畜・解体処理)までの飼養地などがデータベースに記録されます。



番号表示と取引の記録

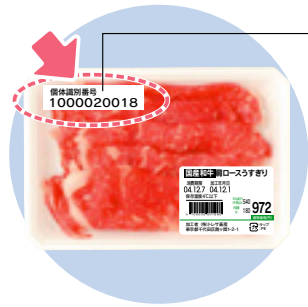
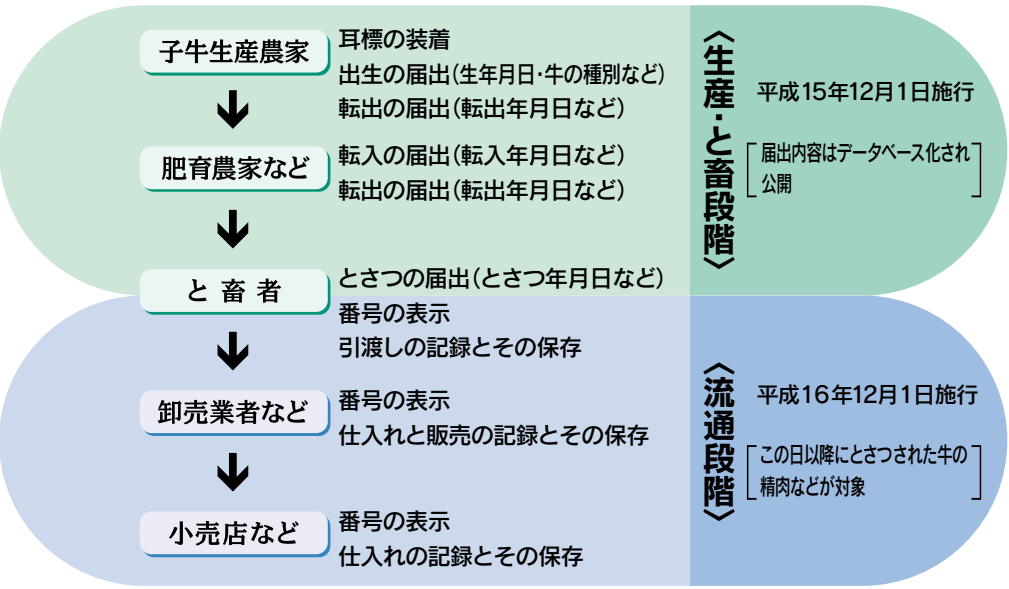
その牛がとさつされ牛肉となつてからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる業者などにより、個体識別番号又はロット番号^(注1)が表示され、取引が帳簿に記録・保存されます。



生産流通履歴の把握

これにより、国内で飼養された牛については、販売されている精肉^(注2)などから牛の出生までの遡及と、牛の出生から消費者に提供されるまでの間の追跡、すなわちトレーサビリティが可能となります。

(注1) 食肉加工業者などが設定する番号です。ロット番号を表示する場合には、対応する個体識別番号の問い合わせ先をあわせて表示することになっています。
 (注2) ひき肉や小間切れ、タンやホルモン、加工品などは除きます。



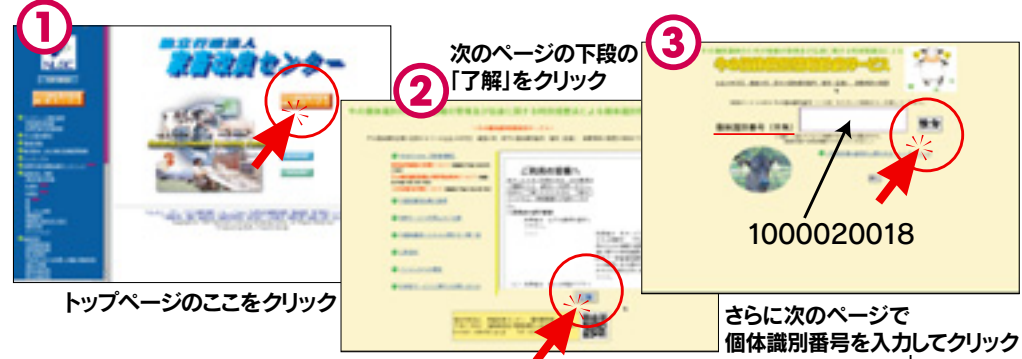
◇(独)家畜改良センターのホームページにアクセスし、個体識別番号を入力することで、その牛の情報をみることができます。

<http://www.nlbc.go.jp/>

〈携帯電話から〉
<http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

※対応出来ない機種もあります。

入力手順



(独)家畜改良センター提供 - 牛の個体識別情報 -

個体識別番号: 1000020018

この番号の牛について、独立行政法人家畜改良センターに届け出られている情報は以下のとおりです。

出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
H14.06.05	去勢(雄)	0123456789	黒毛和種

	飼養県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名又は名称
1	福島県	出生	H14.06.05	西白河郡西郷村	家畜改良センター
2	福島県	転出	H15.02.04	西白河郡西郷村	家畜改良センター
3	岩手県	転入	H15.02.04	-	-
4	岩手県	既存牛の届出	-	-	-
5	岩手県	転出	H16.11.30	-	-
6	岩手県	搬入	H16.11.30	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター
7	岩手県	と畜	H16.12.01	紫波郡紫波町	(株)岩手畜産流通センター

この牛が和牛であることがわかります。

飼養施設の所在地及び管理者の氏名又は名称の欄は、本人の同意が得られている場合に表示されます。と畜場はすべて表示されます。

福島県で約8か月、岩手県で約22か月飼養されているので、この牛が「岩手県産」であることがわかります。